# 令和2年7月 韮崎市農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和2年7月17日(金) 13:45~14:30
- 3. 出席委員(17名)

. =====================================	(	H /			
農業委員			農地利用最適化	惟進委員	Ę
1番	柳本	進	1番	瀧田	正充
2番	中村	正三	2番	渡邊	昭夫
3番	相山	泰	3番	近藤	友文 (欠席)
4番	小澤	豊	4番	横森	一郎
5番	岩村	栄比古	5番	欠瀬	勝男
6番	小川	龍馬	6番	山岸	健司 (欠席)
7番	神谷	曻次 (欠席)	7番	嶋津	榮男
8番	守屋	勝弥 (欠席)	8番	佐藤	安茂
9番	矢巻	文司	9番	田邊	幸男
10番	笹本	武光	10番	根岸	喜長 (欠席)
11番	藤巻	正朝	11番	山本	幸治
12番	功刀	福幸	12番	清水	寛文
13番	小野	弘文	13番	漆原	富士夫
14番	久保日	日 一弘	14番	上野	和雄
15番	矢崎	貢太郎			
16番	矢崎	清香			
17番	齊藤	一成			
18番	横内	金弥			
19番	新奥	長生			

## 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名

第3	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7 件
	議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1 件
	議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5 件
	議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による	
		農地利用集積計画の承認について	2 件
	議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による	
		農地中間管理権の取得の承認について	3 件
	報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	3 件
	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2 件

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長:東條 匡志

書 記:早川 洋・越石 早織

#### 6.会議の概要

### <事務局長>

ただ今から令和2年7月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

## <会 長>

(会長あいさつ)

## <事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長を つとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

## <議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から 指名させていただくことにご異議ありませんか。

## (異議なし)

では、6番小川龍馬委員、9番矢巻文司委員にお願いいたします。会議書記には事務局職員の早 川氏と越石氏を指名いたします。

なお、韮崎市農業委員会会議規則第12条第2項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第12条第3項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

#### <事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7件	5, 662. 67 m <sup>2</sup>		
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	1, 144 m <sup>2</sup>		
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件	2, 390 m <sup>2</sup>		
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画				
	の承認について	2件	3, 997 m <sup>2</sup>		
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中	間管理権	É		
	の承認について	3 件	6, 332 m²		
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	3件	33, 254. 91 m <sup>2</sup>		
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	1, 131 m²		
合計		23 件	53, 911. 58 m <sup>2</sup>		
となります。					

次に、会務報告ですが、7月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしま した。

## <議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

## <議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。

#### <事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転 に関するものが1件、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定が1件であります。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)耕作地続きのため、小作地の譲渡による所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲受人自身の要望により、兄弟間の贈与による所有権移転の申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲渡人自身の要望による所有権移 転の申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲受人自身の要望により、耕作地続きで経営を拡張するための兄弟間及び姉弟間の贈与による所有権移転の申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲渡人自身の要望により、贈与による所有権移転の申請であります。

申請番号6番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲渡人自身の要望による所有権移 転の申請であります。

申請番号7番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の申請であります。

#### <事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### <議 長>

これより、質疑に入ります。

#### <藤巻委員>

申請番号1番において、譲渡人である韮崎市が自作農地を83,151.25 ㎡所有していますが、どのような農地になりますか?

### <事務局>

主に道路拡張等の事業において韮崎市が取得しましたが、地目変更の登記が終わっていない農地です。担当部署において順次登記を行っております。

## <議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

## (全員挙手)

## <議 長>

全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

## <事務局>

それでは、議案集3ページをご覧下さい。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は龍岡町下條南割穂並、営 農型太陽光発電施設設置のための申請であります。

## <議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

## 申請番号1番:上野委員

(委員より現地調査に基づく説明)

### <議 長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

#### (質問、意見なし)

## <議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり承認する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

#### <議 長>

全員賛成ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

## <事務局>

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、5件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は上ノ山立石、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保神ノ木、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は旭町上條北割鎌倉、営農型太陽光発電設備設置のための申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は龍岡町若尾新田道白島、 一般個人住宅及び事業用地のための申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は龍岡町下條東割長塚道下、 車両置場のための申請であります。

## <議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番:中村委員

申請番号2番:事務局(近藤委員欠席のため)

申請番号3番:小野委員申請番号4番:新奥委員申請番号5番:横内委員

(各委員より現地調査に基づく説明)

### <議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

#### <議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から5番について、原案のとおり 承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

#### <議 長>

全員賛成ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」 を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

## <事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃貸借権、作物:水稲、期間:3年、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃貸借権、作物:水稲、期間:3 年、再設定です。

## <議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

## (質問、意見なし)

## <議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

## (全員挙手)

## <議 長>

全員賛成ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

#### <事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件となって おります。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:田、作物:水稲、期間: 5年です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:田、作物:水稲、期間: 5年です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:畑、作物:果樹、期間:20年11ヶ月です。

#### <議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

#### <議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

## (全員挙手)

## <議 長>

全員賛成ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

## <事務局>

今月の報告案件、第1号・2号について説明いたします。「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」3件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」2件、議案集は11ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3 (相続等による権利移動) について」説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保三百水他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は清哲町青木下河原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は旭町上條北割鎌倉他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は清哲町樋口御崎原、農地中間管理事業の合意解約の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は清哲町樋口御崎原、農地中間管理事業の合意解約の申請であります。

## <議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

#### <事務局>

(その他の件について、事務局より説明) 質疑等ございますか?

## <事務局長>

功刀会長職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

## <功刀会長職務代理>

(閉会あいさつ)

# <事務局長>

以上をもちまして、令和2年7月農業委員会を閉会いたします。